

『令集解』に引用された唐の格・格後勅について

坂上, 康俊

<https://doi.org/10.15017/2230008>

出版情報 : 史淵. 128, pp. 1-20, 1991-02-28. 九州大学文学部
バージョン :
権利関係 :



『令集解』に引用された唐の格・格後勅について

坂 上 康 俊

はじめに

筆者は先年『令集解』に引用された唐の令の年代比定を試み、その結論を次のようにまとめたことがある。⁽¹⁾

(一)『令集解』諸説に引かれた「開元令」は開元三年令である。そしてこれは『令集解』に限らず、日本史料に見る限りでは「開元令」は開元三年令を指すと考えられる。

(二)令釈と穴記の引く「唐令」は、開元七年、二五年の両令および本令、永徽令（両者は同一かもしれない）ではなく、本令、永徽令よりも後で開元七年令よりも前の令（複数）と考えられ、それは要するに養老令の編纂に当たって新しく参照された令と考えられる。

この結論は、従来漠然と考えられていたような、八世紀の日本は常に唐の最新の文化を摂取することに努め、従って開元七年令にせよ開元二五年令にせよ施行直後には日本に舶載され、令の注釈書にはそれがふんだんに引用された筈という発想⁽²⁾を否定するものであった。

しかし、前稿の末尾に付記しておいたように、唐の格や格後勅の類、また律・律疏や式の輸入、参照状況の検討を通じて、先の結論は補強され、修整され、或いは否定されるべきものである。本稿ではこの検討作業の一つとして、『令集解』に引用された唐の格・格後勅の年代比定を行なってみたい。なお、道僧格については、唐代一般の格とはやや性格を異にしているので、本稿の検討の対象から除く。

一 格後勅

『令集解』諸説に引用されている唐の格後勅は次の通りである。⁽³⁾

(1) 戸令15居狹条古記所引(二七八頁七行)

狹里者、格後勅云、人稠地狹也。

(2) 賦役令17孝子順孫条古記所引(四一一頁一行)

格後勅云、其孝、必須生前純至、色養過人、没後陪、哀毀喻礼、神明通感、賢愚共傷。又云、孝養貳親、始終無怠、名表州里、行符曾郭也。又云、却標孝悌、有感通神也。

(3) 同条古記所引(四一三頁二行)

義夫、謂、格後勅十三卷云、其義、必須累代同居、一門邕穆、易衣而出、同爨而食、尊卑有序、財產无私、言行匪虧、鄉閭不競、官寮委驗、遠近稱揚。其祖父見存、計子孫、雖至四代共居者、亦不得計。從數為義。又云、五代共居。貳姓同爨也。

(4) 学令3釈奠条穴記所引(四四六頁四行)

穴云、明衣、謂、沐浴衣也。非祭服也。具格後勅也。不依令也。

(5) 選叙令12考滿応叙条令釈所引(四八二頁五行)

書數射御之類、是謂異才。格後勅云、文學優上、識明時務也。

(6) 同条古記所引 (四八二頁七行)

問。德行与高行其別若為。答。德行大兼之名、高行細別之名也。格後勅、行府曾郭、是孝行也。或尤達治体。謂、能知時律、理整所部也。一云、如塩屋判事、智判事等之類也。格後勅云、文學優上、識明時務也。

(7) 考課令 50 一最以上条穴記所引 (五八一頁六行)

善最之外、別有可嘉尚。謂、仮、格後勅、百官以俸料充用軍事此等也。

(8) 同条古記所引 (五八一頁七行)

問。別有可嘉尚。答。官人往鄉裏、見他人闘打能捉繫、以送官司之類。一案、格後勅下帙十四卷云。勅旨。京官文武玖品已上壹仟貳佰貳人表請。内外官各出壹月俸料錢供軍。其无俸料、請准往例、節級処分者。卿等情切奉公、志存憂國。請申私俸、式助軍機。脩覽所陳、深以嘉尚。今依來奏、以遂群議。其蕃官不在此例也。

(9) 儀制令 21 凶服不入条古記所引 (七二四頁八行)

格後勅、起家。謂、解官停家之徒、召起補任是也。

(10) 公式令 69 奉詔勅条令釈所引 (八九三頁九行)

不便。謂、格後勅云、令楊州造甲八千領。長史裏懷遠奏不辨之狀。是。

(11) 同条古記所引 (八九四頁一行)

未知、不便。答。檢格後勅文、勅令造甲八千領。楊州事長史裏懷遠奏不辨之狀之類。

『令集解』諸説の中には、以上の十一箇所、逸文にして a j の十条の格後勅の引用が見られる。これらの格後勅

はいったい唐のどの年代のものであろうか。

まず外面的な特徴を見てみよう。唐代には数次にわたって格後勅と呼ばれうる法典の編纂が行なわれている⁽⁴⁾。しかし、右に並べたように、逸文は、古記・令釈・穴記という、成立年代を異にする三つの注釈書に引かれているにも拘わらず、すべて「格後勅」という呼称で統一されており、いったい唐のいつの時代の格後勅なのかという区別をしていない。このことから、古記・令釈・穴記の引く格後勅が、実は同一の法典ではないかという疑いが生じる。

この疑いを更に強めるのは、令釈と古記の引く、または穴記と古記の引く格後勅が同一条文であることがあることである。前者の例として、(5) g と (6) g、(10) j と (11) j が挙げられ、後者の例として、(7) h と (8) h が挙げられる。このことは、あるいは令釈・穴記は、古記の引く格後勅を孫引きしたのではないかとの疑いを生じさせる。しかし、逸文としては見えないが、(4) は今のところそれらしい古記所引の格後勅が見あたらないので、一応穴記の作者も格後勅を自ら参照したものと考えねばなるまい。

さて、格後勅という法典は、一旦編纂施行された格の後に出了た詔勅類のうち、重要で常用ないし長行すべき価値のあるものがある時点でまとめたものであって、格後勅の中の個々の詔勅は次の格の編纂の際に取捨選択され、然るべきものは格に収められるという経過をたどるものである。幸い『令集解』の中に、この経緯を明らかにする史料がある。

賦役令17孝子順孫条の令釈は、次のような「開元格」を引用している(四一二頁七行)。

開元格云。其義、必須「累代同居、一門鬬穆。尊卑有_レ序、財食無_レ私、遠近欽承、州閭推伏」。州県親加「按驗」、知_二「状迹殊充」_一、使覆_同問者。准_レ令申奏。其得_二「旌表」者、孝門復終_二「孝子之身」_一也。

この開元格逸文は、先の格後勅逸文(3) e とほぼ同内容であり、字句の異同は、古記・令釈がそれぞれ格後勅・開元格を引用した際、開元格もしくはそれ以前の格の編纂の際、あるいは『令集解』の伝写の際に生じたものであろう⁽⁵⁾。

この例から、格後勅のうち重要なものは、次に格が編纂される時に格に収められることが確認できるのである。

ところで、古記が格後勅から引用した条文と同一条文を令釈が開元格から引用しているということは、『令集解』諸説の引用する格後勅は、開元格よりも前に編纂されたものであることを示す。しかし、ひとくちに「開元格」と言っても、開元年間には開元三年・七年・二五年の三度にわたって格が編纂されており、令釈の言う「開元格」が、このうちのどれを指すかによって、「開元格」に個々の詔勅を吸収された格後勅の年代は決められよう。

それでは、従来、『令集解』諸説に引用された格後勅の年代比定は、どのように考えられていたのであろうか。このことに直接論及した研究は、瀧川政次郎氏によるもののみである。瀧川氏の見解を、本稿に必要な限りで要約紹介すると、次のようになる。⁽⁶⁾

格後勅の編纂に関する記事は、新旧両唐書の刑法志、芸文志、経籍志に見えており、また日本国見在書目録にも垂拱後常行格十五卷、格後勅三十卷、長行勅七卷の名が見えている。『令集解』に見える格後勅は、大部分古記に引用されているから、その格後勅は晚くとも古記の成った天平一二年（現在は天平一〇年と考えられている——坂上）に当たる開元二八年以前に編纂されたものでなければならぬ（上述の理由から開元二六年以前と訂される——坂上）。諸史料に見える格後勅のうち、この条件に適うものを求めると、開元一九年に成った格後長行勅と、垂拱以後神龍以前に成った垂拱後常行格との二つがあるのみである。このうち開元の格後勅は全六卷よりなり、垂拱後常行格は全十五卷からなるが、逸文⁷によれば、『令集解』諸説に引用された格後勅は十四卷以上からなることが明らかだから、これらは垂拱後常行格であらねばならない。

論旨の展開は極めて明快であるが、実はこの指摘に従うと、唐の法典を『令集解』諸説が引用する際に、必ずしも舶載可能な最新の法典を引用しているのではないということになるのである。

唐の法典は、原則的には遣唐使によって舶載されたとするならば、その往還と唐における法典編纂史を、ともに考

唐の格・格後勅編纂		日本遣使		日本令編纂・その他	
垂拱 1 (685)	垂拱格			701	大宝令施行
	垂拱後常行格	702~4	第 7 次遣唐使		
神龍 1 (705)	神龍散頒格				
開元 3 (715)	開元(前)格	717~8	第 8 次遣唐使		
開元 7 (719)	開元(後)格			718もしくは721頃	養老令成立
開元19(731)	開元格後長行勅	733~6	第 9 次遣唐使		
開元25(737)	開元(新)格	752~4	第10次遣唐使	738	古記の成立
				757	養老令施行 令釈の成立 穴記の成立 『令集解』の成立

慮に入れて引用関係を考えなければならぬ。本稿の叙述に必要な限りにおいて年表風に示すと上のようになる。

この年表を見れば判るように、唐における法典の編纂と遣唐使の往還とのみから見れば、古記は開元(一九年)格後勅を参照することができた筈であり、また、そうなると令釈の引いた先掲の「開元格」は、開元二五年格に限られることになるのである。従って、瀧川説が成立するとすれば、日本令の注釈者は異様に古い格後勅を引用していることになるし、つまりは、舶載可能な唐の最新の法典を参照していないことになるのである。これは、冒頭に述べた令についての私見と符節合致するものであるが、しかし、かかることを主張す

るための根拠が巻数のみというのには、いささか不安を感じざるをえない⁽⁸⁾。もっと他の論拠をあげられないものであろうか。

ここで注目すべきは、逸文(8) h・(11) j・(2) g・(3) eである。まず逸文(8) hについて。この格後勅条文は、もともと、京官文武九品以上の官人一二〇二人が、軍費の足しに俸料の十分の一を供出せんことを表請してきたことを受けて発せられた勅旨に由来している。かかる勅旨は、垂拱格後勅に入るのがふさわしいか、開元格後勅に入るのがふさわしいか。前者が成立するには、その勅旨が垂拱元々神龍元年に発せられていなければならない。後者が成立するためには、開元七々一九年に発せられていなければならない。

唐代には、官吏の俸料を割いて事業を起こすことは幾つかの例が見出される。例えば、『旧唐書』卷四高宗本紀上龍朔三年(六六三)二月丁酉条には、

減^二京官一月俸^一、助^レ修^二蓬萊宮^一。

と見えるし、同卷五高宗本紀下調露二年(六八〇)二月壬子条には、

霍王元軌、率^二文武百僚^一、請^下出^二一月俸料^一助^レ軍、以^レ討^中突厥^上。

と見える。このうち調露二年の記事は、まさに格後勅逸文(8) hと内容的に一致するが、しかしこの記事は、垂拱格の成立より五年も前のことであるから、垂拱格後勅に収めるにはふさわしくない。

一方、『唐会要』卷九一内外官料錢上には、次の記事が見えている。

長寿三年(六九四)三月、豆盧欽望請^下輟^二京官九品以上兩月俸物^一、以^レ助^上軍。左拾遺王永礼奏曰。陛下富有^二四海^一、足^三以儲^二畜軍國之用^一。何籍^二貧京官九品俸^一、而令^三欽望欺^二奪之^一。臣切不^レ取。欽望執曰。秦漢皆有^二稅算^一、以贍^レ軍。永礼不^レ識^二大体^一、妄有^二爭議^一。永礼曰。秦皇漢武稅^二天下^一、使^二空虛以事^一。辺。奈^三何使^二聖朝倣習^一也。不^レ知、欽望此言、是識^二大体^一耶。遂寢不^レ行。

これも官吏の月俸を削って軍費に充てようとした際の記事であるが、この時には結局この案は却下されている。また、逸文(8)hの場合は、内外官の一ヶ月分の俸料を削減することを、文武京官一二〇二人が表請しているのに対し、長寿三年の場合は、京官の二ヶ月分の俸料を削減することを、豆盧欽望が請うているという違いがあり、格後勅逸文の勅旨が長寿三年三月の記事に関係があるとするのは、やはり無理が大きいようである。しかし、『資治通鑑』卷二〇六神功元年（萬歲通天二年、六九七）五月紀にも、

發^レ兵討^二契丹^一、勅^二京官^一、出^二馬一匹^一供^レ軍、酬^二以^二五品^一。

とあるように、格後勅逸文(8)hに見られるような軍事的緊張に伴なう俸料削減問題は、垂拱四年（六八八）一二月の吐蕃進攻計画、もしくは萬歲通天元年（六九六）五月―神功元年（六九七）五月の対契丹戦の頃、すなわち垂拱―神龍年間の方が、世に開元の治と呼ばれる開元七―一九年よりは発生する可能性が高いとは言えよう。但し、開元一四年一七七年にも対吐蕃戦のことが史料に見え、また開元一八年にも対契丹戦のことがあり、明証は無いが開元年間に俸料を供軍することが全く考慮されなかったとも言えない⁽⁹⁾。

このように、逸文(8)hの年代比定は、どちらかと言えば垂拱格後勅説に有利かと思われる程度の結論しか出せない。これに対して逸文(11)jの方はいかがであろうか。この格後勅逸文で年代比定の決め手となるのは、裏懷遠という人名、そして彼が揚州都督府の長史であったということであろう。裏懷遠とはどういう人物か。試みに『唐五代人物伝記資料綜合索引』⁽¹⁰⁾を繰ってみても、かかる人名は見出せない。そもそも中国には裏という姓は無い。従ってなんらかの誤写が考えられる。そこでいさささか手間はかかるが、懷遠という名を同書の中に捜してみたところ、唯一李懷遠という人物を探し得たにとまどった。

李懷遠の伝は、『旧唐書』卷九〇、『新唐書』卷一一六に見えているが、ここでは『旧唐書』から引用しておく。

李懷遠、邢州柏仁人也。早孤貧好^レ学、善属^レ文。（中略）未^レ幾、応^二四科挙^一擢^レ第、累除^二司礼少卿^一。出為^二邢州

刺史^一、以^二其本鄉^一、固辭不^レ就、改授^二冀州刺史^一。俄歷^二揚・益等州大都督府長史^一、未^レ行、又授^二同州刺史^一、在^レ職以^二清簡^一稱。入為^二太子左庶子^一、兼^二太子賓客^一、歷^二遷右散騎常侍・春官侍郎^一、大足年、遷^二鸞台侍郎^一、尋同鳳閣鸞台平章事。(下略)

今ここに彼が宰相に到るまでの履歷を示してみた。李懷遠は確かに楊州大都督府長史の官に就いているのである。残念ながらそれがいつであったかは確定できないが、楊州大都督府長史になる以前に李懷遠が任ぜられた司礼少卿とは光宅元年(六八四)―神龍元年(七〇五)の間の太常少卿のことであり、また、大足年(七〇〇)には彼は黃門侍郎になっているのであるから、彼が楊州大都督府長史であったのは、光宅元年以降大足年以前(六八四―七〇〇年)と推考される。李と裏とは、『広韻』ではともに良士切だから、姓が音通、名が同一、しかも楊州(大都督府)長史という官歴を同じくする点から考えて、格後勅逸文(II)jに見える裏懷遠は、後の贈侍中趙郡公李懷遠その人である可能性が大きい。もしこの推論が認められるならば、楊州長史時代の彼の奏状についての勅令を収めた格後勅は、開元七年格施行後に出された勅を収めた開元一九年の格後長行勅でありえず、垂拱格後勅であることが確定できる。

更に蛇足を付加えるならば、格後勅逸文(II)jには、楊州に甲八千領を造らせようとしていることが見えるが、これは先に逸文(8)hについて述べたことと同様に軍事的な緊張状態をあらわしており、この点からも開元格後勅よりは垂拱格後勅の方の可能性が大きいと考えられる。

最後に、逸文(2)b・(3)eを採り上げよう。格後勅逸文(2)bは、令釈に「開元格」として引かれている勅と同一内容のものであることは先述した。しかし、これらの格後勅、開元格逸文には、更に関連史料がある。それは、敦煌発見開元戸部格斷簡(S.二三四四)に含まれている證聖元年(六九五)四月九日勅である⁽¹⁾。

勅。孝義之家、事須^二旌表^一。苟有^二虛濫^一、不^レ可^二哀稱^一。其孝必須^二生前純至、色養過^レ人、歿後孝思、哀毀踰^レ礼、神明通感、賢愚共傷^一。其義必須^二累代同居、一門豎穆、尊卑有^レ序、財食無^レ私、遠近欽永、州閭推伏^一。州

「親加案驗^一、知^二状迹殊尤^一、使覆同者、准^レ令申奏。其得^二旌表^一者、孝門復終^二孝子之身^一、義門復終^二旌表時同籍人身^一。仍令^三所管長官以下、及鄉村等、每加^二訪察^一、其孝義人、如中間有^下声実乖違、不^レ依^二格文^上者、隨^レ事舉正。若容隱不^レ言、或檢覆失^レ実。并妄有^二申請者^一、里正村正坊正及同檢人等、各決杖六十。所由官与^二下考^一。」

この勅を含む断簡を開元戸部格断簡と断じたのは仁井田陞氏であつたが、この断簡に含まれている勅の年紀より見て、これは開元三年戸部格の断簡と見てよいであらう。⁽¹³⁾そして右に示した開元年三年格所収證聖元四月九日勅の波線Bは先の古記所引格後勅逸文(2)bに、波線Eは同じく(3)eに、そして傍線部分は令釈所引開元格逸文に合致する。とするならば、それぞれの史料の年代から見て、證聖元年四月九日勅は、後に開元三年格に収められ、令釈は開元三年もしくはそれ以後の開元格から證聖元年勅に由来する格文を引いたことは確かであり、この間にあつて證聖元年勅が格後勅に収められる機会は、垂拱格後勅編纂の際しか無いから、古記所引の格後勅逸文(2)b・(3)eは垂拱格後勅と確かめられる。更にこの史料により、垂拱格後勅は、證聖元年(六九五)以後、神龍元年(七〇五)以前の成立であることも判る。

以上、『令集解』諸説所引格後勅逸文四条の内容から、その年代比定を試みた結果、そのいずれもが開元一九年格後勅に非ずして、垂拱格後勅の逸文であることを証明できたと思う。

二 格

『令集解』諸説は唐の格をも引用している。それらを列挙すれば左の如くである。

(11) 賦役令17孝子順孫条令釈所引開元格(四一二頁七行)

(前掲。四頁)

(12)選叙令20官人至任条穴記所引吏部格(四九五頁一行)

職制律貢舉。吏部格。官人有_レ犯_二贓賄名教_一者_上、即与替。又条、内外官令_二与替_一者、勅到之日即停_二理務_一。此格、述_二令心_一欵以不。答。称_二官人_一、京外官並同。番上亦有_二印文_一也。

(13)儀制令23内外官人条或云(在穴)所引刑部格(七二六頁八行)

刑部格云。内外官人、有_下侍_上其班品、故違_二憲法_一者_上、文武職事六品已下、勳官二品已下、量_レ情決杖。仍不得_レ過_二六十_一。若長官无、聽_下通判官_上應_二致敬_一者決_上。其徒以上、依_二常法_一。今案_二此格_一、本犯杖一百、量_レ情決杖六十。然則於(脱文カ)_レ在_穴

(14)同条古記所引垂拱格(七二七頁二行)

量_レ情決笞、謂、不得_レ聽贖、唯得_二從減_一也。一云。百杖以下犯者、量_レ情笞五十以下決耳。造罪不得_レ論。案_二勅断条并垂拱格_一可_レ知。

これらの唐格逸文の年代比定に関する最も早い論及も瀧川政次郎氏によるものである。氏は逸文(14)によって逸文(13)は垂拱格であると断じ、逸文(12)も恐らくは垂拱格かとした。一方、逸文(11)の開元格については、開元前・後・新格のいずれか判定できないとしている⁽¹⁴⁾。更に瀧川氏は、逸文(13)・(14)を用いて注目すべき提唱もしている。即ち養老儀制令23内外官人条は、逸文(13)に見られる刑部格によって文を為したことは疑いの余地なく、この刑部格は逸文(14)によって垂拱の刑部格と考えられるから、大宝令は垂拱の格をも藍本としたのである⁽¹⁵⁾。この主張は後に川北靖之氏によって継承されている⁽¹⁶⁾。

筆者はかつて、本稿冒頭にのべたように、垂拱令は『令集解』の中では「唐令」概念の中に含まれ、「本令」概念の中には入らない、「本令」とは大宝令の藍本であり、「唐令」とは養老令編纂の際に新たに参照された唐の令であると

考えた。また、昨年発表した「敦煌発見唐律斷簡(P.三六〇八・P.三二五二)」と大宝律⁽¹⁷⁾と題する小稿において、大宝律の藍本の一つに垂拱律を考えようとする説は、今のところ成立していないとした。しかし、もしも瀧川・川北両氏説のように垂拱格が大宝令の藍本の一つであるとすれば、垂拱律令も、大宝令編纂の際に参照された可能性を否定できないことになる。つまり垂拱令も「本令」の中に入つて然るべきであるのにそうならないのは何故か、という疑問が生ずることになるし、大宝律の藍本の一つに垂拱律を想定する説も有力な傍証を得ることになる。

では、果たして瀧川・川北両氏の説は成立するのであろうか。私見ではこの説は成立し難いように思う。理由は格逸文の呼称にある。

垂拱格の成立した垂拱元年(六八五)の前年に当たる光宅元年(六八四)、則天武后は諸官司の呼称を一斉に変え、吏部は天官、刑部は秋官となった。従つて垂拱格においては、吏部格・刑部格とは言わず、天官格・秋官格と言わねばならない。このことは既に早く中田薫氏によつて指摘されており、氏はこのことから当該両格を開元格と見ている⁽¹⁸⁾。もっとも、官司名の変更が、律令格式の条文に完全に反映されたかどうか、全く疑問が無い訳ではない。しかし、少なくとも垂拱令においては、光宅元年改称後の官司名が用いられていたことが、儀制令23内外官人条令釈所引の次の「唐令」逸文(七二八頁四行)により明らかである。

又条云。其准^レ品^レ品^レ致敬^一、而非^二統属^一者、則不^レ拜。注云。謂、文昌都事於^二諸司郎中^一、殿中主事於^二諸局直長^一之類。(下略)

尚書省は、光宅元年(六八四)以後神龍元年(七〇五)まで、文昌台と改称されている。従つて、この「唐令」は垂拱令(六八五年)以外には考えられない⁽¹⁹⁾。このように、垂拱令で光宅元年改称後の官司名を用いている以上は、垂拱格においてもそうであつた筈であり、つまりは垂拱格には、刑部格・吏部格という編目名は存在しえないのである。

しからば、先の刑部格(逸文⁽¹³⁾)、吏部格(逸文⁽¹²⁾)は、いったい唐の何年度の格逸文であらうか。幸い刑部格に関し

ては、年代比定の手懸りが残されている。それは大宝・養老の儀制令23内外官人条および神龍散頒格である。

〔養老儀制令23内外官人条〕（復原できる大宝令の字句には○印を付す）⁽²⁰⁾

凡内外官人、有_レ特_二其位蔭_一故違_二憲法_一者_上、六位以下及勲七等以下、宜_レ聽_二量_一情_レ決_レ答_一。若長官無_レ聽_下次官_上應_二致敬_一者_上決_一。其諸司判官以上及判事・彈正巡察・内舍人・大學諸博士・文学等、不_レ在_二決答之限_一。

〔神龍散頒刑部格〕（儀制令23内外官人条或云（在穴）所引刑部格との異同を付す。○印は両者同字であることを示し、異なる場合には（一）内に記す）

（上略）其内外官人、有_レ特_二其班秩_一、故_レ犯情_レ狀_レ可_レ責_上者_上、文武_{六品以下、勲官二品以下、并蔭人、並聽_二量_一情_レ決_レ杖_一。仍不_レ得_レ過_二六十_一。若長官無_レ聽_下通判官_上應_二致敬_一者_上決_一。雍洛寄住、及訴競人、亦准_レ此。其清官、并国子助教・大學四門博士、及副_二通判官_一・録事參軍・県令・折衝府司馬、各於_二本任長官_一、並不_レ得_二決限_一。}

〔其徒以上依常法〕

計四つの条文を比較して気付かれるのは、次の三点である。

〔1〕養老令の「違憲法」という表現は、穴記にある或云所引の刑部格とは合致するが、神龍散頒格とは異なる。

〔2〕大宝・養老令には存在した、決罰してはならない例外的な官職の列記は、神龍散頒格にはあるが、穴記にある或云所引の刑部格には無い。

〔3〕穴記にある或云所引の刑部格の末尾にある「其徒以上依常法」の文は、神龍散頒格や養老令には存在しない。

ところで、そもそも、穴記にある或云所引刑部格の年代比定としては、その有力候補に永徽格・開元三年格・開元七年格・開元二五年格をあげることができる。垂拱格は、先に述べたように官司名の相違によって候補から外され、神龍格は、〔1〕によって外される。貞觀格はやや古きにすぎるとし、『日本国見在書目録』には、永徽・垂拱・開元三年・同七年・同二五年の格しか見えていないから、⁽²²⁾貞觀格を考慮に入れる必要は無からう。

さて、まず〔2〕について。断片的ではあるが、大宝令にも除外規定が存在していたことが確認される。そうすると、舶載の可能性の面から考えると永徽格にも、多少の異同はあるかもしれないが、存在したと推測される。永徽、神龍の兩格に存在したこの規定を、開元三年以降省かなくてはならないさしたる理由は考えられない。つまり唐代の格を通じて除外規定は存在したと考えられるのであり、穴記にある或云の筆者が刑部格を引用する際、除外規定全文を省略した可能性が大きい。〔2〕は年代比定の決め手にはならないであらう。

次に〔1〕について。大宝令文が不明なのが残念であるが、養老令では「違憲法」としているのだから、「違憲法」とする格文が、開元三年以前の格にあった可能性が大きい。一方、神龍格では「犯情状可責」なのだから、よほど複雑な変遷を考えない限り、次の兩様の考え方ができる。

（A）神龍格以前は「犯情状可責」、開元三年格は「違憲法」であり、養老令は開元三年格に拠った。この場合、穴記にある或云所引の刑部格は、開元年間の格となる。

（B）神龍格以後は「犯情状可責」であり、永徽格は「違憲法」であって、養老令は、直接永徽格に拠ったか、永徽格に拠った大宝令を継承した。この場合穴記にある或云所引の刑部格は永徽格となる。

この二つの可能性のうち、どちらを採るべきかであるが、これは（A）案の方に分があるように思う。なぜならば、穴記にある或云所引の刑部格においても、神龍格においても、文武（職事）六品以下と勳官二品以下とが同等の扱いを受けることになっているが、これは勳官の価値を著しく低く評価していることを示している。この点は、養老令で六位以下と勳七等（正六位下に比当）以下とを同等に扱うように規定しているのとは大いに異なる。しかして、かかる唐における勳官の冷遇は、高宗の咸亨年間頃から始まった可能性が大きい⁽²³⁾。格後勅逸文のところでも触れたような軍事的緊張が、勳官濫授をもたらした主因である。そうすると、この穴記にある或云所引刑部格逸文は、永徽格とは考えにくいことになる。

以上の検討によって、穴記にある或云所引刑部格逸文は、開元三・七・二五年のいずれかの格の逸文であることが確かめられた。それでは、この三つの格のうちのどれであろうか。

ここで注目されるのは、先に相違点の〔3〕として挙げた、穴記にある或云所引刑部格の末尾の一文「其徒以上依常法」の存在である。養老令にはこの一文が無い。しかれば、この一文は、養老令編纂の際に参照し得た開元三年格には無く、開元七年以後の格で付加されたものであるだろうか。つまり、穴記にある或云所引刑部格は、開元七年もしくは二五年の格と言えるのであろうか。実は、こう限定するのにはやや無理がある。なぜならば、唐格逸文(14)に、

「古記」一云。百杖以下、犯者量情、笞五十以下決耳。造罪不可論。案「勅断条并垂拱格「可」知」とあるが、この古記一云は、「量情決笞。謂、不得聽贖。唯得從減也」という古記本文に対して、犯した罪がもとと百杖以下に当たるものに限られるとした点と、造意が随従かの区別（養老名例律42共犯罪条）を適用しない、即ち從坐減法を適用しないという二点において異を唱えているものである。そしてその論拠に、勅断条と垂拱格とをあげるのであるが、ここで言う勅断条とは、養老考課令64官人犯罪条に当たる大宝考仕令条文を指し、かつその条文がほぼ養老令文と内容であつたと仮定した場合、先の解釈の論拠となる規定は、「本犯私罪、断徒以上、蒙恩免、当年考応居上者、亦准殿降。唯不得降至下第」という養老令の本注に対応する大宝令文で、これは徒以上は嚴格に扱うということは定めているが、儀制令23条の適用される犯罪の上限を云々する際の直接の論拠とするのは、ややむずかしいように思う。むしろ、後の刑部格に「其徒以上依常法」という規定があることを考え合わせれば、垂拱格の方に「百杖以下」を直接導き出せる規定があつたとする可能性の方が大きいのではあるまいか。こう考えると從坐減法を適用せずという解釈の根拠は判らなくなってしまうが、この部分は大宝勅断条にも垂拱格にも根拠は無く、古記一云の独自の判断なのであろう。

このように、垂拱格にも存在したことが予想される「其徒以上依常法」と同趣旨の条文が、神龍散頒格に見えない

のが何故かは判らないが、開元七年以降に新たに設けられた一文というのではないのであり、開元三年格にもこれが存しているながら、養老令はそれを採らなかつた可能性も残されているのである。結局〔3〕によつては、逸文が開元何年度の格かを見分けるのは困難と言えよう。

かくして逸文(11)・(13)はともに開元年間の格ということになったが、ここで敢えてその年代を詰めるとするならば、『日本国見在書目録』において「開元格」と言えば、それは開元三年格であること⁽²⁵⁾、また、先に述べたように、養老令が開元三年格により字句を改めたと考えられることよりみて、ともに開元三年格の逸文である可能性が大きいように思ふ。

おわりに

本稿で行なつた、『令集解』諸説に引用された唐の格・格後勅の年代比定の結果は、次のようにまとめられよう。

古記は、垂拱格および垂拱格後勅のみを参照・引用しているが、令釈・穴記は、垂拱格後勅(但し大半は古記からの孫引き)のほかに、開元格(三年格の可能性が大きい)を参照・引用している。

以下、この結論をもとにして、二点ばかり付言しておく。

まず、古記の作者の問題について。古記の作者の候補として現在最も有力な者は、青木和夫氏の挙げる秦大麻呂である。⁽²⁷⁾その根拠は、古記の引用する詔勅官符類は、天平以降が極端に少ないが、秦大麻呂は天平七年五月に入唐請益を終えて「問答六卷」を献上したことが『続日本紀』に見えており、入唐請益が原因で、かかる引用のムラが生じたと考えられることと、古記の語法には、当時の唐の口語・俗語が少なからず用いられており、これは、入唐経験と出自が帰化系であることが原因していると考えられることである。⁽²⁸⁾

しかし、第九次遣唐使（七三三―六）の一員として入唐した請益生であるならば、垂拱格後勅を引かずとも、令釈のように開元格を引用するのではなからうか。秦大麻呂在唐中の現行法は開元七年律令格式（七一九年）であり、更には開元一九年格後勅（七三二年）であつた筈なのである。つまり古記の作者は、大宝令の藍本というわけでもないのに、手許にあつたかなり古い格・格後勅を用いて注釈を施したらしいのである。一方、古記は開元（三年か）令をふんだんに引用している。こういうムラのある引用のしかたは、自ら入唐して最新の唐代法典を求め得た者ではない者の仕業と考えた方が、より穩当ではあるまいか。

もう一点は、養老令の藍本をめぐる問題である。第二節における検討の結果、養老令の藍本の一つに開元格を考えねばならなくなつた。「違憲法」という表現が神龍格以前には無く、その後のものであるとすると、養老令は開元格の表現の一部を採用したことになり、養老令の成立年次から考えて、問題の開元格は開元三年格であると考えられるのである。これを逆に言えば、養老令は開元三年格によつて、神龍格以前の格の一つである永徽格の表現を繼承したであらうと思われる大宝令文における表現を改めたのではないか、ということになる。養老令が開元令によつて修訂された可能性のあることは以前から指摘されており、筆者は旧稿において、養老令編纂に果たした開元三年令の持つ意味に特に注意を促しておいた。本稿においては、令だけでなく開元三年格も養老令に影響を与えたのではないかと考えたのである。ただ、この推論は、あくまでも現存の史料にもとづき、最も単純な条文の変遷を想定した結果そうなる、ということであることには留意されねばなるまい。

いつもながらの際どい考証に終始してしまつたが、問題点の所在のみは指摘できたと思う。博雅の御示教を切望する次第である。

『令集解』に引用された唐の格・格後勅について

一八

註

(1) 『令集解』に引用された唐の令について(『九州史学』八五号、一九八六年) 四六頁。

(2) 『令集解』諸説に引用された唐の法典が唐の何年度のものであるか、遣唐使と集解諸説の年代関係によって判定していく方法は、瀧川政次郎『令集解に見える唐の法律史料』(『支那法制史研究』所収、一九四〇年、有斐閣刊。のち『中国法制史研究』と改題し、一九七九年、巖南堂刊。原発表一九二九年)などで早くから採られているが、その際基本的には間に合うかどうかによって年代比定がなされていると言っても過言ではない。

(3) 『令集解』は新訂増補国史大系本を用い、細字双行を一行と数える。返り点是一部改めたところがある。

(4) 瀧川注(2)論文一一三頁参照。

(5) 中田薫氏は、令釈所引の開元格逸文と古記所引の格後勅逸文(3) e とを比較し、「開元格では『累代同居』の代数を挙げていなかったが、『格後勅』の方ではその計算法を五代として、義夫の資格を明確にしている」(『支那律令法系の発達について』補考)二四二頁。『法制史論集』第四卷所収、一九六四年、岩波書店刊。原発表一九五三年)とするが、古記より成立がずっと新しい令釈が、氏の見解によれば古記の引いた格後勅によって補訂されるよりも以前の開元格(三年もしくは七年)を引用する事態は考え難い。引用の際の省略によって違いが生じたとみるべきであろう。

(6) 注(4)論文一一三―四頁。

(7) 井上光貞『日本律令の成立とその注釈書』(日本思想大系3『律令』所収、一九七六年、岩波書店刊。のち『日本古代思想史の研究』所収、一九八二年、同刊、更に『井上光貞著作集』第二卷、一九八六年、同刊に収める。以下引用頁数は、『律令』所収版による)七八〇―七八一頁。

(8) 確かに『旧唐書』卷五〇刑法志には、

(開元)十九年、侍中裴光庭、中書令蕭嵩、又以格後制勅行用之後、頗與格文相違、於事非便、奏令所司刪撰格後長行勅六卷、頒于天下。

とあり、開元一九年の格後長行勅は、六卷から成っていたように記されているが、『日本国見在書目録』(一九二五年、古典保存会刊のコロタイプ版による)刑法家には、

唐永徽格五卷 垂拱格二卷 後常行格一十五卷 留司格二卷 開元格十卷 私記一卷 新格五卷 格後勅三十卷 長行勅七卷 開元皇口勅一卷 後格九卷 散頒格七卷 僧格一卷

とあり、記載は僧格(道僧格)以外は年代順と考えられるから、日本に舶載された開元一九年の格後長行勅は、七巻もしくは三十巻から成っていた可能性が考えられる。

- (9) 唐朝における軍費調達法に関する史料は、盧建榮「唐代前期非常支出的籌措及其廻響」(『中央研究院歷史語言研究所集刊』五六—一、一九八五年)一四一—一五八頁にまとめられている。また、大津透「唐儀鳳三年度支奏抄・四年金部旨符補考」(『東洋史研究』四九—二、一九九〇年)一七—二〇頁参照。

- (10) 傳璇琮・張忱石・許逸民編撰、一九八二年、中華書局刊。

- (11) 山本達郎・池田温・岡野誠編『TUN-HUANG AND TURFAN DOCUMENTS CONCERNING SOCIAL AND ECONOMIC HISTORY』I Legal Texts(A) (一九八〇年、東洋文庫刊) 二六頁による。但し、句読を若干変えたところがあり、返り点を新たに付した。

- (12) 「唐の律令および格の新資料」第四節開元戸部格断簡(『増訂中国法制史研究』法と道徳・法と慣習所収、一九八一年、東京大学出版会刊。原発表一九五七年)二八三—三〇一頁。

- (13) 劉俊文『S134開元戸部格残卷』(『敦煌吐魯番唐代法制文書考釈』所収、一九八九年、中華書局刊) 二八四頁。注(2)論文一〇六—七頁。

- (14) 「律令の研究」(一九三二年、刀江書院刊) 一四四—五頁。

- (15) 「敦煌発見神龍散頒刑部格と令集解」(『産大法學』一六—四、一九八三年) 七—一五頁。

- (16) 『日本歴史』五〇九号、一九九〇年。

- (17) 中田薫注(5)論文二四一頁。

- (18) 仁井田陞『唐令拾遺』(一九三三年、東方文化学院東京研究所刊) 九三頁。

- (19) 大宝令の復原は、本條古記(七二五頁八行・七二七頁二行・七二八頁七行・七三〇頁六行) 本條穴記所引古説(七三七頁二行)に拠る。

- (20) 山本達郎・池田温・岡野誠編注(11)書三四頁による。但し、句読を若干変えたところがあり、返り点を新たに付した。注(8)参照。

- (21) 川北靖之注(16)論文一—二頁参照。

- (22) 「令集解」諸説のいう「勅断条」が、考課令64官人犯罪条を指すことは、松原弘宣『「令集解」における諸法家の条文引用法』(『日本歴史』三五三号、一九七七年) 四—二頁に指摘がある。

『令集解』に引用された唐の格・格後勅について

(25) 同条の大宝令復原は左の通り。

凡官人犯_レ罪、勅断有_レ輕重者、皆依_レ勅断_レ附_レ殿。若本犯不_レ成_レ殿、勅令_レ附_レ考者、依_レ本犯_レ附_レ考。即別勅放免_レ及会_レ恩降_レ者、並不_レ入_レ殿限。本犯私罪断徒以上、蒙_レ恩免、当年考_レ居_レ上者、亦准_レ殿降、唯不_レ得_レ降至_レ下第一。若本犯免官以上及贓賄入_レ己、恩前獄成者、仍以_レ景迹論_レ貶_レ考奪_レ禄並依_レ常法。即非_レ除免_レ者、不_レ解官。

典拠は全て本条古記（六三〇頁三行・六三一頁三行・六三四頁四行・六三五頁五行・六三六頁三行・六三八頁四行・同五行・六三九頁一行）

(26) 注(8)参照。

(27) 井上光貞注(7)論文七八一頁参照。

(28) 青木和夫「古記の作者」(『国史大系月報』五二、一九六六年)

垂拱格後勅成立の上限である證聖元年(六九五)四月以降、大宝令の成立した大宝元年(七〇一)までの間、日本は遣唐使を派遣していない。新羅—唐間の通交は、聖暦二年(六九九、孝昭王八年二月に新羅から派遣された朝貢使(『冊府元龜』外臣部および『三国史記』新羅本紀)のみである(古畑徹「七世紀末から八世紀初にかけての新羅・唐関係」二二—五頁参照。『朝鮮学報』一〇七輯、一九八三年)。この後大宝元年までの日本—新羅間の通交は、文武四年(七〇〇、孝昭王九年)中における遣日本使、遣新羅使各一回のみである(鈴木靖民「古代対外関係史の研究」付表3・4参照、一九八五年、吉川弘文館刊)。かかる間接的な経路をへて垂拱格後勅が将来され、施行直前の大宝令の藍本の一つになった可能性は極めて小さいであろう。